

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主をはじめ顧客、従業員、地域社会等の全てのステークホルダーに対する責任と当社の経営理念を踏まえ、持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、次の5つの考え方に基づき、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行う経営体制の確立を目的とした、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に取り組むことを基本方針としております。

- (1) 株主の権利及び平等性の確保に努めます。
- (2) 顧客、従業員、地域社会等の全てのステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- (3) 会社情報について、適切な情報開示及び透明性の確保に努めます。
- (4) 取締役会の役割及び責務を適切に果たします。
- (5) 持続的な成長と企業価値の向上に資するよう、株主との間での建設的な対話の促進に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

＜補充原則1-2-4＞

現状、当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、今後の状況の変化に応じて、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳の検討を行います。

＜補充原則4-1-2＞

当社の事業等の最大のリスクは農業政策の変更と考えており、TPP交渉が大筋合意に至ったこともあり、当面は単年度計画に注力すべきと判断しております。各年度の業績結果及び翌年度の業績予想については、決算短信において、その内容を開示しております。

＜補充原則4-2-1＞

当社取締役の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させる方式の導入を今後検討してまいります。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

当社は、統治機能の更なる充実を図るべく、必要に応じて取締役会の下に重要事項に関する諮問委員会等を設置することも検討してまいります。

＜補充原則4-10-1＞

当社取締役会において、独立社外取締役は過半数に達していませんが、必要に応じて、独立社外取締役から適切な関与、助言を得ております。

＜補充原則4-11-3＞

取締役会全体としての実効性に関する分析・評価については、今後検討していくとともに、その結果の概要開示についても検討課題として認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、当社製品の取引先等と、安定的な取引関係などの維持・強化を図ることが当社の企業価値の向上に資すると判断しているため、当該取引先等の株式を保有しております。また、同株式に係る議決権の行使については、画一的な対応基準は策定していませんが、個別に議案内容を厳格に検討し、総合的に判断して適切に対応しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、当社「取締役会規則」により取締役会の承認を得ることを定めております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 当社は、持続的な成長と企業価値の向上の実現のため、「社会により一層必要とされる価値ある会社」を目指していくことを経営理念としております。また、当社は、コア事業である砂糖事業の持続的な成長を図りつつ、事業投資も視野に入れ、第二の柱とすべく機能素材事業を育成することを中長期的な経営戦略としております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3) 各取締役の報酬は、株主総会の決議による報酬等限度額の範囲内にて、それぞれの役位及び職務を勘案し取締役会において協議した上で、取締役社長が決定することとしております。

(4) 当社は、経営陣幹部の選任及び取締役・監査役候補の指名を行うにあたっては、性別、年齢及び国籍の区別なく、それぞれの人格及び識見等を十分考慮のうえ、その職務と責任を全うできる適任者を選任、指名する方針としております。選任の手続きは、経営陣幹部は主要人事として、また取締役・監査役候補については株主総会付議議案として、それぞれ取締役会にて決議しております。

(5) 社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知等にて開示しております。

＜補充原則4－1－1＞
当社取締役会は、「取締役会規則」において取締役決議事項を定めることにより、決議事項に該当しない範囲の事項の決定などを業務担当取締役に委任しております。

【原則4－8 独立社外取締役の有効な活用】
当社は、独立社外取締役を2名選任しており、取締役会における独立した中立的な立場で、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与すべくその役割・責務を果たしております。

【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、1. 東京証券取引所の基準に基づき、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断されること、2. 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与できる人物であることを基準として、独立社外取締役の候補者の選定を行っております。

＜補充原則4－11－1＞
当社取締役会は、代表取締役、各事業分野に精通した業務担当取締役5名と他の企業の経営者、企業法務に関する豊富な経験と幅広い知識を有する弁護士、業界に精通する社外取締役3名を選任しており、多様性と適正規模を両立させる形で構成しております。

＜補充原則4－11－2＞
当社は、取締役、社外取締役、監査役、社外監査役の他の会社での役員の兼任状況について、株主総会招集通知等で開示しております。

＜補充原則4－14－2＞
当社は、新任役員に対しては、会社の事業、財務、組織等に関する必要な知識を迅速に修得できるような体制を整えております。また、重任取締役にに対しては、当社を取り巻く環境の変化に応じた各種研修が年間を通じて受講できる外部研修制度を整えております。監査役につきましては、日本監査役協会等の研修会を活用しております。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、経営企画室をIR担当部署としており、株主から対話の申し込みがある場合には、合理的な範囲で前向きに対応することに努めております。取締役会は、株主との建設的な対話の促進のため、IR体制整備に引き続き注力してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
丸紅株式会社	21,408,478	39.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2,614,000	4.79
日本証券金融株式会社	1,804,000	3.30
ビービーエイチ ファイデリティ ピューリタン ファイデリティ シリーズ イントリンシツク オポチュニティズ ファンド	1,200,000	2.19
山三株式会社	1,122,000	2.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	876,000	1.60
松井証券株式会社	873,000	1.60
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	627,000	1.14
資産管理サービス信託銀行株式会社	479,000	0.87
洋糖持株会	477,300	0.87

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
秋山 利裕	他の会社の出身者											○
戸井川 岩夫	弁護士											
岩尾 聖士	他の会社の出身者					○		○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
秋山 利裕	○	創業家の出身で当社の株主の山三株式会社 の代表取締役であります。同氏及び同社との取引関係、その他利害関係はありません。	他の企業の経営者としての豊富な経験をもとにした大所高所からの助言や独立した外部からの経営に対する監督機能など当社経営に多面的に資するところが大きいと判断したため。 [独立役員の確保の状況] 東京証券取引所が規定した独立役員の要件に該当し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断します。
戸井川 岩夫	○	東都水産株式会社及び日本農業株式会社 の社外監査役並びに株式会社コーセーの社外取締役を兼任しておりますが、同氏及び同社との取引関係、その他利害関係はありません。	弁護士として専門的見地並びに企業法務に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、より客観的な立場に立った助言など、当社経営に資するところが大きいと判断したため。 [独立役員の確保の状況] 東京証券取引所が規定した独立役員の要件

			に該当し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断します。
岩尾 聖士		当社のその他の関係会社である丸紅株式会社の使用人であります。	当社主要事業に係る業界及び業務に精通しており、豊富な情報のもと、より客観的な立場に立った助言など、当社経営に資するところが大きいと判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

監査役は、監査役会規則に則り監査役会が定めた監査方針、業務の分担等に従い業務監査を実施し、計算書類等について会計監査人から公正な立場で監査した結果の報告及び説明に基づき監査を実施し、監査役会は取締役会にそれらの監査報告を行っています。また、監査役は会計監査の適正性及び信頼性を確保するため、会計監査人が独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを監視し検証しています。なお、社外監査役である西山和伸氏は、長年にわたり経理業務の経験を重ねており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、監査役及び監査役会は当社の内部監査部門による内部監査の報告・説明を受け、会社の業務及び財産等の監査を遂行するとともに同部門と緊密な連携により、効率的な内部監査に努めています。

・会計監査の状況

当社の会計監査は有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。会計監査業務を執行した公認会計士は塚原克哲氏及び高津知之氏であり、いずれも同法人に所属しております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名及びその他2名であり、いずれも同法人に所属しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
渡邊 忠彦	他の会社の出身者							△		△				
笹岡 晃	他の会社の出身者							○		○				
西山 和伸	他の会社の出身者							○		○				

※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊 忠彦		当社のその他の関係会社である丸紅株式会社の出身者であります。	企業における計数管理に十分な知識と経験を有しており、監査全般に対し公正かつ適正な監査を行えると判断したため。
笹岡 晃		当社のその他の関係会社である丸紅株式会社の使用人であります。 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社の社外監査役を兼任しておりますが、同氏及び同社との取引関係、その他利害関係はありません。	企業における計数管理に十分な知識と経験を有しており、監査全般に対し公正かつ適正な監査を行えると判断したため。
西山 和伸		当社のその他の関係会社である丸紅株式会社の使用人であります。	企業会計に精通し、豊富な知識と経験により、監査全般に対し公正かつ適正な監査を行えると判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
その他独立役員に関する事項	

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

各取締役の報酬額は、株主総会の決議による報酬等限度額の範囲内にて、それぞれの役位及び職務を勘案し取締役会において協議した上で、取締役社長が決定することとしております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

平成27年3月期における報酬等は取締役8名に85百万円(うち社外取締役2名4百万円)を支給しております。
上記のほか、使用人兼務取締役2名に対し、使用人給与16百万円を支給しております。
上記のほか、役員退職慰労引当金繰入額13百万円(取締役8名12百万円(うち社外取締役2名一百万円))を計上しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

- ・各取締役の報酬額は、株主総会の決議による報酬等限度額の範囲内にて、それぞれの役位及び職務を勘案し取締役会において協議した上で、取締役社長が決定することとしております。
- ・平成18年6月23日開催の第82回定時株主総会において、取締役の報酬等限度額は年額144百万円とすることを決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会開催の招集通知及び議案等に係る関連資料すべてを事前に各社外取締役(社外監査役)に送付し、重要議案については事前に説明を実施するなど緊密なサポート体制を取っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a)当社は、監査役会設置会社であり、取締役及び取締役会、監査役及び監査役会、経営会議等により意思決定、業務執行並びに監督及び監査を行っております。

b)取締役会については9名の取締役(うち社外取締役3名)からなり、取締役会規則により定期的に開催し、法令及び定款に定められた事項、経営に関する重要事項について審議するとともに、経営に対する責任を明確にするために取締役の任期を1年とし、機動性を持って任務を遂行しております。なお、取締役9名は全員男性であります。

c)監査役会については、4名の監査役(うち社外監査役3名)からなり、原則月1回開催するほか取締役会及びその他重要会議に出席し適宜意見を具申して公正な監査体制の確保に努めております。なお、監査役4名は全員男性であります。

d)当社は、取締役会とは別に常勤取締役及び常勤監査役からなる経営会議を原則毎月開催し、迅速かつ適確な意思決定により業務執行を行っております。これらの意思決定は責任・役割及び決裁基準等が明確に定められた「経営会議運営要項」及び「組織・職務・職務権限・決裁規程」に従い行っております。

e)当社は、当社の情報を管理するため、情報開示委員会を設置し、当社の非公開情報を保護するとともに、外部への適時・適切な開示を促進し、投資家やステークホルダーが公平に情報を取得できる機会を提供できるように努めております。

f)当社は、法令遵守を基礎とした企業倫理を確立し実践するために定めた「コンプライアンスマニュアル(行動基準及び行動指針)」を社内に周知徹底するとともに、コンプライアンス委員会を定期的に開催し、法令遵守の徹底と意識を高めるべく各種取り組みに努めております。

g)当社は、食の安全・安心のニーズに応えるため食品安全委員会を設置し、食品安全関連法及び製造物責任法の趣旨に基づき当社グループの製品及び商品の品質・衛生管理の強化に努めることにより事故を未然に防止し、消費者の保護を図ることを積極的に推進することに努めております。

h)当社は、法律問題については必要に応じ、顧問弁護士に相談し、助言を受けております。また、当社と会計監査人との間では、会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結し、会計監査人より公正不偏な立場で監査を受けております。

【監査役機能強化に係る取組み状況】

当該取組み状況については、「Ⅱ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」内【監査役関係】の「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」及び「社外監査役の選任状況」、並びに【社外監査役のサポート体制】に記載しておりますのでご参照ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役9名のうち社外取締役が3名、監査役4名のうち社外監査役が3名で構成され、社外役員に期待されるより専門的な知識・経験や豊富な情報による助言機能や客観的な立場による監督機能について十分に行使が期待できる体制であり、内部統制委員会や情報開示委員会等の各種委員会の活動により十分なガバナンス体制が構築されていると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知につきましては、法定期日の2日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第一集中日を外して設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	以下のURLにIR情報を掲載しております。 http://www.toyosugar.co.jp/ir/ IR資料として、決算短信、決算以外の適時開示情報等有益と考えられる情報を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社「コンプライアンスマニュアル(行動基準及び行動指針)」に定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社「コンプライアンスマニュアル(行動基準及び行動指針)」に定めております。
その他	女性の活躍の方針・取組みに関して、当社「コンプライアンスマニュアル(行動基準及び行動指針)」において、「男女雇用機会均等法を遵守し、1. 採用等にあたり、男女の均等な雇用機会と待遇確保を行う。2. 働く女性が性により差別されることなく、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備する。3. 働く女性が安心して子供を産むことができる環境をつくる。4. 男女がともに職業生活と家庭生活を両立できる条件を整備する。」ことを定めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制に関して定めた「内部統制基本要綱」に則り、法令の遵守を徹底し社会的責任を果たしつつ、内部統制システムの構築と適切な運用をコーポレートガバナンスの根幹と成し、社会的信頼の確保と有効な企業活動の維持に努め、事業目的の達成を目指しております。企業価値の増大を図るとともに、持続的な成長基盤を構築するため、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、以下のとおり、業務の適正と効率を確保するための体制に関する基本方針（以下、内部統制の基本方針という）を整備しております。

なお、当社は社会の変化に対応し、内部統制の基本方針を常に見直すことにより、より適正かつ効率的な体制を実現するものとしております。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 全取締役及び社員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため定めた「コンプライアンスマニュアル（行動基準及び行動指針）」を整備し、法令遵守を企業活動の要諦とすることを浸透させるものとする。
- (2) 当社グループの取締役の中立・透明・公平な業務執行等を確保するため、「役員行動規範」を定め遵守し、企業の信頼の確保、維持、高揚を図るものとする。
- (3) コンプライアンスに適った企業活動を実践するため、「コンプライアンス委員会」をはじめとした各種委員会を設置し、諸施策を講じるとともに、取締役並びに社員相互の意思疎通を充分に図り、信頼関係を築き健全な企業文化を醸成するものとする。
- (4) 法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合の報告体制として、「コンプライアンス委員会」のほか、顧問弁護士、第三者機関等を直接の情報受領者とする内部通報制度を整備し、その運用を行うものとする。
- (5) コンプライアンスの状況及び「コンプライアンス委員会」の活動状況については、「内部統制委員会」が内部監査を実施し、その結果を取締役社長に報告するものとする。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定及び報告など職務執行に係る情報は、「文書取扱管理規程」及び「IT関連の管理規程」に基づき文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理（廃棄を含む）するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社のリスク管理は、「リスク管理規程」及び「財務報告に係る内部統制実施要領」に基づき執り行うものとする。
- (2) 「内部統制基本要綱」により設置した「内部統制委員会」は同委員会の規程の定めに従い、リスク管理が適正に行われているか内部監査を実施し、その結果について取締役社長に報告するものとする。
- (3) 自然災害など重大事態が発生した場合は、「危機管理規則」に基づき対策本部を設置し適切な処置を講じるものとする。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定例取締役会を年8回開催するほか、適宜臨時に開催するものとする。また、経営に関する重要事項については、常勤取締役と常勤監査役で構成する経営会議において事前に議論を行い、その審議を経て、取締役会決議するものとする。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・職務・職務権限・決裁規程」など社内規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるものとする。
- (3) 経営方針及び事業年度計画を立案し、全社的な目標を設定する。
事業年度計画については、常勤取締役、各本部長等により構成された会議において、定期的に各本部から業績のレビューと具体的な改善策を報告させるものとする。

5 次に掲げる体制その他の当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、「関係会社管理規程」を定め、同規程に基づき当社及び子会社の取締役及び使用人との間において定例及び臨時に報告会議を行い、当社の経営方針の周知を行うとともに、子会社から経営状況等の報告を受けるものとする。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の「リスク管理規程」に基づき、子会社から定期的に報告を受ける他、子会社において損失の危険が発生した場合には、速やかに当社へ報告し、当社および当該子会社間で対策を協議・実施する。
- (3) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役及び使用人の職務が効率的に行えるよう「組織・職務・職務権限・決裁規程」など社内規程を整備・明確化するものとする。
- (4) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社及び子会社はグループ全体の内部統制を充実させるとともに、コンプライアンスに関する「コンプライアンスマニュアル（行動基準及び行動指針）」を定め、グループ全体の法令遵守を確保するために必要な体制を整備するものとする。
 - b. 子会社の業務管理は「関係会社管理規程」の定めに従い、担当取締役が管理担当取締役の協力を得て、子会社の業務状況に応じて必要な管理を行うものとする。
 - c. 当社の「内部統制委員会」は子会社の内部監査を実施し、その結果を取締役社長に報告するものとする。

6 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社及び子会社は金融商品取引法の定めに従い、「内部統制基本要綱」に則り健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保するものとする。

7 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

- (1) 当社及び子会社は反社会的勢力や団体とのあらゆる関係を遮断するため、社会的な秩序を維持、尊重し、必要な場合には法的な処置を前提として、毅然とした態度で臨むものとする。
- (2) 反社会的勢力や団体を排除するため、法と倫理に基づき行動することを「コンプライアンスマニュアル（行動基準及び行動指針）」に定め、全役員及び社員に周知徹底を図るとともに、具体的事案の発生時には、警察等関連機関や顧問弁護士などと緊密に連携し、速やかに対処できる体制を確保するものとする。

8 監査役会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役会から要請があった場合には、監査役の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）として、当社の使用人から監査役補助者を任命することについて協力するものとし、監査役補助者の任命にあたっては、所要の事項を予め協議・相談の上、取り決めるものとする。

9 前項補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

任命された補助使用人は監査役の補助者として職務を遂行し、その補助使用人の人事異動及び人事評価等については、監査役会の意見・意向を事前に聴取の上、執り運ぶものとする。

10 監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役は、監査役の補助使用人の配置について、監査役と業務執行側からの指揮命令が相反しないように配慮し、補助使用人を選任する。また、補助使用人は監査役からの指揮命令を優先するものとする。

11 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- a. 監査役は取締役会に出席し、取締役から業務執行の状況その他重要な事項の報告を受けるほか、その他重要な会議に出席するものとする。
- b. 取締役社長は、社長・監査役ミーティングを適宜に開催し、業務の執行状況について監査役に報告するものとし、その他取締役及び業務担当役員についても監査役に対し業務執行状況の報告を行うものとする。

c. 前号に関わらず監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び業務担当役員等に対してこれらの報告を求めることができるものとする。

(2) 子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- a. 「関係会社報告会」及び当社による各子会社の内部監査等を通じて得た情報を当社監査役に定期的に報告する。
- b. 前号に関わらず監査役はいつでも必要に応じて、子会社の取締役及び使用人に対して業務執行に関する報告を求めることができるものとする。

12 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けないよう、「コンプライアンスマニュアル(行動基準及び行動指針)」に定める内部通報制度に準じた扱いとする。

13 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役と協議の上、監査役職務を執行するのに必要である予算をあらかじめ定める。

また、予算の有無に拘わらず、監査役が外部専門家に依頼した費用などを含め、職務を執行するために発生した費用を請求した時は、職務の執行に必要でないことが認められた場合を除き、監査役に償還するものとする。

14 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人及び子会社の監査役、また「内部統制委員会」、「コンプライアンス委員会」等と適宜に意見交換を行うことができるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の「7 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制」に記載の通りであります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

・適時開示体制の概要

1. 当社の情報開示は当社で定めた「情報開示取扱規程」に基づき行なっております。
2. 会社情報の適時開示については、情報開示委員会委員長である情報取扱責任者が経営企画室及び財務経理部から社内各部門(室・部)や連結子会社の要適時開示に係る発生事項・決定事項の情報伝達を受け、同責任者の指示の下、経営企画室及び財務経理部は事前調査及び資料収集、また必要に応じ東京証券取引所に事前相談し、適時開示が必要な事項について開示内容の作成を行っております。
3. 同責任者は、情報開示委員会に対し適時開示内容について報告・説明を行い、また取締役社長に適時開示に係る発生事項・決定事項の報告・説明を行ない、意見を求めた上で、情報開示委員会は経営会議に適時開示に係る発生事項・決定事項の報告・説明を行ない、適時開示内容の確認・了承及び適時開示の了承を受け、情報取扱責任者は、経営企画室に指図し、速やかに東京証券取引所において情報開示(TDnet及び東証の記者倶楽部において発表または資料投函)を行なっております。また、重要事項については、経営会議において確認・了承を受けたものを取締役会においても前記と同様の手続を行ない適時開示内容の確認・了承及び適時開示の了承を受け、同責任者は、経営企画室に指示し、速やかに東京証券取引所において情報開示(TDnet及び東証の記者倶楽部において発表または資料投函)を行ない、同日当社ホームページに掲載しております。
4. 内部統制委員会は適時開示に係る業務が法令遵守の下に実施されているか内部監査及びモニタリングを行い、その結果を取締役社長に報告することとしております。

